令和４年12月７日

# 川﨑興太（2022）『福島復興の到達点 ー原子力災害からの復興に関する10年後の記録ー』

本書は、福島原発事故が発生してから10年が経過した時点における原子力災害からの福島の復興の到達点を明らかにすることを目的とするものである。福島原発事故が発生してからの10年間、旧来の防災・復興法制度の枠組みをほぼそのまま踏襲した福島復興政策が実施されてきた。その結果、帰還困難区域を除いて避難指示が解除されるなど一定の前進も見られるが、事故収束や放射能汚染をはじめ、課題が山積している状況にある。原子力災害からの復興の長期性と特別な政策の終期ということを考えあわせた場合、福島復興の“出口”を見定めるためにも、国民が福島の問題を自分事として考えることができるようにするためにも、国民全体での福島復興に関する総合的な検証が必要である。

## 1. 本書の目的と意義

本書は、福島原発事故が発生してから10年が経過した時点における原子力災害からの福島の復興の到達点を明らかにすることを目的とするものである。福島の復興の到達点を明らかにするにあたっては、少なくとも、福島原発事故の発生の原因の究明と責任の所在の解明、福島原発事故による被害実態の包括的・総体的な把握と追究、福島原発事故の被災者の生活再建と被災地の復興・再生に関する実態に即した課題の抽出、原発事故の再発防止策と再発した場合の被害の最小化策の合理性に関する確認が必要だと考えられる。本書は、これらのうち、特に福島原発事故の被災者の生活再建と被災地の復興・再生に関する実態に即した課題の抽出に重点を置くものであり、今後の福島復興や福島復興政策のあり方を検討する上ではもとより、わが国の原子力災害からの復興や防災・減災対策を検討する上での基礎的な資料としての意義を有するものと考えられる。

## 2. 福島復興政策

福島原発事故が発生してから10年間、帰還困難区域以外の地域を対象として、除染とインフラの復旧・再生を行うことで避難指示を解除し、避難者がふるさとに帰還することが可能な法的・制度的な状態をつくりだす復興政策が構築され実施された。この福島復興政策は、半世紀ほど前に確立された自然災害を念頭に置く防災・復興法制度の枠組み、すなわち、市町村が国の補助金を得て被災地で公共事業を実施するという枠組みをほぼそのまま踏襲したものである。しかし、

原子力災害は、自然災害とは異なって、原因者の存在、被害の広域性と長期性、避難の広域性と長期性を特質としている。特質の異なるものを基本的に同じものとみなして構築された政策であるので、随所に法制度上の無理が生じることになり、特に避難者はそうした無理の中で長期にわたって避難生活を余儀なくされることになった。

3. 福島復興の到達点

こうした福島復興政策が 10 年にわたって実施されてきた結果、避難指示については 2020 年 3 月までに帰還困難区域を除いてすべて解除されることになった。しかし、避難指示が解除されても多くの住民は避難し続けており、自治体は存続の危機に陥っている。福島復興の起点かつ基盤としての位置づけのもとに実施されてきた除染が完了になっても、放射能汚染問題がすべて解消したわけではない。福島の基幹産業である農林漁業は、それぞれ文脈は異なるものの、いずれも苦境に立たされ続けている。そもそも原発事故が収束していない。福島県や自治体は新たな復興計画を策定し、自分たちの力でなんとか未来を切り拓こうとしているが、解決すべき課題が山積している状況にある。これが福島復興 10 年間の到達点である。

4. 福島復興の課題

原子力災害からの復興の長期性と特別な政策の終期ということを考えあわせた場合、福島復興の“出口”を見定めるためにも、また、国民が福島の問題を自分事として考えることができるようにするためにも、国民全体での福島復興に関する総合的な検証が必要である。検証すべきことは、先述した福島復興の到達点を明らかにする上での 4 つの事項である。福島原発事故やその後の福島の復興は、日本全体、さらに言えば世界全体の問題であるにもかかわらず、いつのまにか福島に閉じられたローカルな問題に矮小化されてしまっている。しかし、福島の問題を考えることは、本質的には国民ひとりひとりの暮らしのあり方そのものを見つめ直すことでもある。このような意味では、総合的な検証は、福島の住民、市町村、福島県、国、東京電力のみならず、国民全体で行われるべきものだと考えられる。総合的な検証の結果を踏まえて、住宅、就業・就学、放射線防護、健康管理、医療・福祉・介護、地方自治、避難先での住民としての地位や権利などにかかわる教訓をしっかりと導き出し、その教訓を原子力災害対策基本法というかたちで法制度化することが検討されてよい。

（お問い合わせ先）
共生システム理工学類・教授　川﨑興太
電　話：024-548-8283
メール：kawasaki@sss.fukushima-u.ac.jp

**川﨑興太（2022）『福島復興の到達点－**
**原子力災害からの復興に関する 10 年後の記録－』東信堂（全 317 頁）**

【もくじ】

序　章　本書の目的と構成
第 1 章　福島復興政策の構造と福島復興の課題
第 2 章　福島復興政策の展開と福島復興の到達点
第 3 章　原子力災害と防災・復興法制度
第 4 章　原子力災害からの復興に関する市町村の評価
第 5 章　除染に関する課題と教訓
第 6 章　帰還困難区域の除染と避難指示解除
第 7 章　原子力災害と農林漁業の復興
第 8 章　原発避難市町村長が語る福島復興の課題
終　章　福島復興の到達点と終期と検証
あとがき／索引

第168回 福島大学 定例記者会見 配布資料

# 『福島復興の到達点－原子力災害からの復興に関する10年後の記録－』

2022年12月7日

福島大学

川﨑 興太

# 自己紹介（研究テーマ）

## 都市計画・まちづくり

- 土地利用計画
- 都市・地域再生　など

## 東日本大震災・福島第一原発事故

- 原発被災地の復興
- 津波被災地の復興　など

# 1 本書の目的と意義

●本書は、福島原発事故が発生してから10年が経過した時点における原子力災害からの福島の復興の到達点を明らかにすることを目的とするもの

●福島の長期にわたる復興の過程において、10年という節目に福島復興に関する検証を行い、その結果を公表することは、記録を残すという意味でも重要

●今後の福島復興や福島復興政策のあり方を検討する上ではもとより、わが国の原子力災害からの復興や防災・減災対策を検討する上での基礎的な資料としての意義

# 福島の復興に関する検証の視点と本書の課題

## 1．福島原発事故の発生の原因の究明と責任の所在の解明

・原発事故の発生の原因：安全神話、リスク管理、原災対策
・責任の所在：東京電力、国、福島県、市町村、県民、国民

重点課題

## 2．福島原発事故の被害実態の包括的・総体的な把握と追究

・被害者：強制避難者、自主避難者、居住継続者、県外住民
・被害内容：被曝、恐怖と不安、避難生活、場所資本の喪失、地域の分断、人口の減少、自治体の存続危機

最重点課題

## 3．福島原発事故の被災者の生活再建と被災地の復興・再生に関する実態に即した課題の抽出

・既往の福島復興政策の問題点の提示
・被災者生活再建と被災地復興・再生に関する課題抽出と実現方策の検討

## 4．原発事故の再発防止策と再発した場合の被害の最小化策の合理性に関する確認

・原子力災害対策に関する改善策の構築
・法制度の構造と運用、組織体制などに関する検討

# 2 本書の構成

序　章　本書の目的と構成
第１章　福島復興政策の構造と福島復興の課題
第２章　福島復興政策の展開と福島復興の到達点
第３章　原子力災害と防災・復興法制度
第４章　原子力災害からの復興に関する市町村の評価
第５章　除染に関する課題と教訓
第６章　帰還困難区域の除染と避難指示解除
第７章　原子力災害と農林漁業の復興
第８章　原発避難市町村長が語る福島復興の課題
終　章　福島復興の到達点と終期と検証
あとがき／索引

# 3 本書の概要

## (1)福島復興政策

●帰還困難区域以外の地域を対象として、除染とインフラの復旧・再生を行うことで避難指示を解除し、避難者がふるさとに帰還することが可能な法的・制度的な状態をつくりだす復興政策が構築され実施された10年間

●半世紀ほど前に確立された自然災害を念頭に置く防災・復興法制度の枠組み、すなわち、市町村が国の補助金を得て被災地で公共事業を実施するという枠組みをほぼそのまま踏襲したもの

●しかし、原子力災害は自然災害とは異なって、原因者の存在、被害の広域性と長期性、避難の広域性と長期性という特質

●特質の異なるものを基本的に同じものとみなして構築された政策であるので、随所に法制度上の無理が生じることになった

## (2)福島復興10年間の到達点

●避難指示は2020年3月までに帰還困難区域を除いてすべて解除

●地方自治の仕組みを維持する政策が実施されたので、自治体が消滅することはなかった

●しかし、結果は以下の通り

①避難指示が解除されても多くの住民は避難し続けており、自治体は存続の危機に陥っている
②除染が完了になっても、放射能汚染問題がすべて解消したわけではない
③福島の基幹産業である農林漁業は、それぞれ文脈は異なるものの、いずれも苦境に立たされ続けている
④そもそも原発事故が収束していない
⑤福島県や自治体は新たな復興計画を策定し、自分たちの力でなんとか未来を切り拓こうとしているが、解決すべき課題が山積している状況にある

## (3)福島復興の課題

●復興の長期性と復興政策の終期を考えあわせた場合、福島復興の“出口”を見定めるためにも、国民が福島の問題を自分事として考えるようにするためにも、国民全体での検証が必要

●検証すべきことは、先述の４点

●福島原発事故やその後の福島の復興は、いつのまにか福島に閉じられたローカルな問題に

●しかし、福島の問題を考えることは、本質的には国民1人ひとりの暮らしのあり方そのものを見つめ直すこと

●検証は、福島の住民、市町村、福島県、国、東京電力のみならず、国民全体で行われるべきもの

●住宅、就業・就学、放射線防護、健康管理、医療・福祉・介護、地方自治、避難先での住民としての地位や権利などに関する教訓を導出し、その教訓を原子力災害対策基本法として法制度化